

益田市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月25日（火）午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 益田市役所 多目的棟会議室

3. 農業委員（出席13名）（欠席3名）

1番 又賀 保（出）	2番 大畑 美里（出）	3番 須藤 寿人（出）
4番 吉村 太（出）	5番 大庭 清（欠）	6番 寺戸 伸郎（出）
7番 草野 祐一（出）	8番 佐原 晃子（欠）	9番 領家 耕一（出）
10番 松本 幸夫（出）	11番 谷本 大輔（出）	12番 柳田 継男（出）
13番 豊田 志摩（出）	14番 宮川 有衣（出）	15番 村上 正文（欠）
16番 齋藤 浩文（出）		

4. 農地利用最適化推進委員（出席15名）（欠席8名）

1番 大場 尚俊（欠）	2番 三輪 昌義（出）	3番 澁谷 記幸（出）
4番 澤江 浩一（出）	5番 三浦 尚人（出）	6番 田原 勝美（欠）
7番 伊藤 新吾（出）	8番 御神本康一（出）	9番 寺戸 康人（出）
10番 寺戸豊太郎（欠）	11番 塩満 文雄（欠）	12番 河野 正憲（出）
13番 青木 伸爾（出）	14番 中村 敏幸（出）	16番 長谷川孝明（出）
17番 豊田 繁雄（欠）	18番 中島秀一郎（出）	19番 宮内 英之（欠）
20番 棕木 孝光（出）	21番 岡崎 定佳（出）	22番 渡邊 豊孝（出）
23番 寺戸 修二（欠）	24番 大谷 寿一（欠）	

5. 提出議案

議第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
報第1号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
報第2号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第3号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第4号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第5号	農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出について
報第6号	利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 議事に参加した職員

（農業委員会事務局）柳井局長、宇津局長補佐、高橋係長、吉田指導主任

7. 議事の概要

齋藤浩文会長	それでは、定刻になりましたので、只今より第2回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名者につきましては、3番の須藤委員、4番の吉村委員、よろしく願いいたします。 本日の欠席委員は、農業委員が5番大庭清委員、8番佐原晃子委員、15番村上正文委員。農地利用最適化推進委員が1番大場尚俊委員、6番田原勝美委員、10番寺戸豊太郎委員、11番塩満文雄委員、17番豊田繁雄委員、19番宮内英之委員、23番寺戸修二委員、24番大谷寿一委員。 はじめに、「議第4号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局	1番 久城町 本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、久城町の畑2筆944.50㎡です。譲り渡し事由は、高齢により耕作が困難なため、譲り受け事由は、隣接地に住居を建築し、譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが、出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しく願いいたします。
齋藤浩文会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1番又賀です。現地確認を8月15日に大畑委員と2人で行いました。譲受人がこの農地の隣にあります土地に住宅を建てるためにこの度購入されるということで、これは後ほど5条の方で出るわけですが、それに隣接するこの農地を家族で耕作したいということで、この度この案件が出ております。現地に行ってみましたが、特に問題はないように思います。よろしくご審議をお願いします。
齋藤浩文会長	2番 市原町
事務局	本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、市原町の畑2筆347㎡です。譲り渡し事由は、高齢により耕作が困難なため、譲り受け事由は、隣接地に居住しており、譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しく願いいたします。
齋藤浩文会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
豊田志摩委員	14番豊田です。8月18日に椋木推進委員と現地確認をしました。譲渡人の〇〇さんは高齢のため管理できないということで、申請地の隣に住まれる〇〇さんが譲り受けるそうです。問題ないと思います。ご審議のほどよろしく

	お願いします。
齋藤浩文会長	3 番 美都町仙道
事務局	本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、美都町仙道の畑 1 筆 437 m²です。譲り渡し事由は、県外に居住しており、耕作することが困難なため、譲り受け事由は、実家等も管理しており譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。
齋藤浩文会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
草野祐一委員	7 番草野です。18 日に佐原委員と寺戸推進委員と一緒に現地の確認にまいりました。〇〇が出来ている近くの畑になりまして、そちらの方耕作もされて管理もされておりますので問題ないかというふうに思っております。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
齋藤浩文会長	本日の 3 条申請は以上 3 件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局	1 番 乙吉町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、乙吉町の畑 1 筆 288 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 排水は合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
齋藤浩文会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 8 月 15 日に又賀委員と行いました。申請は個人住宅を建てるためで、周りは宅地になっております。排水は合併浄化槽を設置します。水利組合と土地改良区の意見書や承諾書は添付されております。適当であると判断しました。

齋藤浩文会長	2 番 久城町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、久城町の畑 1 筆 462 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 排水は合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
齋藤浩文会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認を 8 月 15 日に大畑委員と 2 人で行いました。この案件は先ほど 3 条でありました農地に隣接する土地で、先ほどと同じ譲渡人は〇〇さん、そして譲受人が〇〇さんという方で、現地は周りは宅地化されており特に問題はないように思います。よろしくご審議をお願いします。
齋藤浩文会長	3 番 安富町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、安富町の田 1 筆 1, 047 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
齋藤浩文会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
領家耕一委員	9 番領家です。8 月 21 日に青木推進委員と共に現地の確認を行いました。耕作は現在もしておりません。隣接地の所有者の同意書、また土地改良区からの意見書等も添付されておりまして特に問題はないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
齋藤浩文会長	4 番 向横田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、向横田町の田 1 筆 901 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。

	ご審議の程宜しくお願いいたします。
齋藤浩文会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
松本幸夫委員	10 番松本です。8 月 17 日に長谷川推進委員と一緒に現地を確認しに行きました。周辺も太陽光の関係があつて排水も問題ないですし、別に問題ないと思いますので審議のほどお願いいたします。
齋藤浩文会長	5 番 美都町仙道
事務局	本件は、使用貸借に係る許可申請です。 土地の所在は、美都町仙道の畑 1 筆 1,400 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、事業所及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、既に完了しているためありません。 なお、この案件につきましては令和 3 年に 5 条許可を得て転用を行いました。が、使用貸借期間が満了したため再度申請をされたものです。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
齋藤浩文会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
草野祐一委員	7 番草野です。こちら 18 日に佐原委員と寺戸推進委員と現地の確認に行つてまいりました。現在、〇〇として利用されておりますので転用後きれいに利用されている状態となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
齋藤浩文会長	本日の 5 条申請は以上 5 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 そう致しますと本日の議事については以上でございます。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。随時報告をお願いします。
事務局	「報第 1 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 16 件、再設定が 23 件の合計 39 件、126,145 m²です。 「報第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は、17 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 1 件です。

齋藤浩文会長	「報第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について」届出件数は 25 件です。解約理由は、解約理由は 1 番から 23 番は契約内容を変更するため、24 番から 25 番は新たな担い手に集約するため、それぞれ合意解約が成されたものです。 「報第 4 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」届出件数は 7 件です。解約理由は、解約理由は 1 番から 2 番は契約内容を変更するため、3 番から 4 番は地権者本人が耕作するため、5 番は次の耕作者が中間管理事業を利用するため、6 番から 7 番は新たな担い手へ農地を集積するため、それぞれ合意解約が成されたものです。 「報第 5 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の農業用施設に供する届出書について」届出件数は 1 件です。申請地は、津田町の 1 筆 4,359 m²の内 10.2 m²です。農業用施設の利用でございます。 「報第 6 号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」所在地は、赤雁町の 5 筆 971.61 m²でございます。 今回の非農地判断を行った農地は、北仙道地区の農地パトロールにおいて、再生困難農地として確認しておりました農地です。所有者 1 名の意向を確認し、非農地とすることについて同意を得ました。 対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。 報告は以上でございます。 ただいま事務局から報告がございました。何か聞いてみたいことがございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) それでは無いようですので第 2 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。 以上会議の顚末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。 会 長 3 番 4 番
---------------	---

--	--